

参加者の皆様からのご意見・ご質問とその回答

○食品安全委員会

□兵庫県

Q1： 農薬の検査について国の取組と県取組を教えてください。

○： 厚生労働省の資料によると、国全体の食品検査件数としては、国内食品が40万件と輸入食品が180万件、合計220万件の検査が行われています。厚生労働省が示す監視指導計画に従って、国内で流通する食品については各自治体で検査計画や監視計画を立てて検査を行っています。また水際で押さえなくてはならない輸入食品に関しては検疫所で検査を行っています。

輸入食品については、輸出国で商品に関する農薬の自主検査をして、その結果が良好であれば輸出ができるということになります。次に国内の検疫所での対応として、まず無作為に抽出したモニタリング検査で残留基準値を超えているものがないかという検査をしております。また過去に基準値を超えて国内に入ってきた農作物については、命令検査といって必然的に検査に合格しなければ国内に流通することができないという体制で検査を行っています。

□： 兵庫県の中で、①県内で生産され県内で消費されるもの、②県外で生産され県内で消費されるもの、③県内で消費される輸入野菜の3区分にわけて検査をしています。特に県内産については県外にも出る可能性も非常に高いので、県内産のものを一番多く検査しています。この検査については農協や地元の方が納めて販売する道の駅から検査検体を取っています。兵庫県には13保健所あり、兵庫県の中の政令指定都市、中核市は管轄外となりますので、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市は独自に検査をしています。神戸市、姫路市、尼崎市はそれぞれ市場を持っていますので、その卸売市場から出てくる野菜についてもそれぞれで検査しています。兵庫県はそういった大きな市場がないので、地場を中心に検査をしているということでご理解いただければと思います。

Q2： 残留基準について、輸入食品と国内のもので違いはあるのでしょうか。

○： 国内で登録されている農薬で基準値の決められているものは、外国から来てもその基準値が適用されます。ただ国内で登録もされていなくて、基準もないようなものは、国際的に食品に関する基準を決めているコーデックスという機関で決めているものがあればその基準値を適用しています。また日本ではなくても外国で基準値があるということであれば、その基準値を参考にするということもありますし、一般的にコーデックスでもなく日本でも基準がないというものについては、一律基準値0.01ppmという数値を超えると基準超過として国内で流通することができないと決められています。

Q3： 以前検疫所でモニタリング検査は昔からずっと10%しかしていないと聞いたのですが、輸入量が少ない昔ならともかく輸入に頼っている今の日本では、もっと検査をされてもいいのではないですか？

○： 検疫所が行うモニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定め、実施しています。安全性が確保できる統計学的に有効な数値として、10%が決められたと厚生労働省から聞いています。

Q4： 無作為に検体抽出をされると言われましたが、担当者が適当に選ぶのですか？

○： モニタリング検査は監視計画に沿って、過去の事例を加味して年度ごとに品目や検査項目を決めて計画的にやっていますので、計画をたてた商品が無作為に取ってくるという意味で、無作為と言ったわけです。

□： もし何か事故があったときに生産者もしくは輸入者が分からなくて遡れないと、被害がもっと広がってしまうこととなりますので、それを防ぐためにも、生産者がわかっている商品を担当者が無作為に選んで検査しています。

Q5： 県の資料に掲載の表に「不適」、「不良」というのが26件、その他等収去試験とあるのですが、試験内容について具体的に教えてください。「不適」、「不良」となったものはどのように処理されるのですか。その情報は公表されるのですか。

□： 規格基準が決まっている国の法律に基づいた基準を超過して不適格なものについては「不適」と判断しています。「不良」というのは、例えば生菓子とかそういった規格基準が決まっていない食品に対して、厚生労働省から、これぐらいの範囲を守りましょうという通知が出ている場合に、その範囲を超えたものを「不良食品」と言っています。

そして健康生活科学研究所ではすべて基準が決まっているものの検査を行っていて、基準超過のものは「不適」になり資料では健康生活科学研究所実施分と記載してあります。また、星印が入っているものは、国の基準が決まっていないのでこれについては「不良」ということとなります。「不適」で行政処分をした場合は公表ということになりますので、ホームページで2週間程度公表しています。「不良食品」については指導の範疇ということになっておりますので、特に公表することもなく皆さんのお口にいつているということもあつたりするんですが、「不良」は指導上、流通しないように指導をしているということをご理解いただきたいと思います。

健康生活科学研究所実施分以外の検査は健康福祉事務所の検査室でできる範囲のものをやっています。いわゆるDNA等を調べなくてはいけないような難しい検査については健康生活科学研究所でやっています。

Q 6 : 先ほど食品安全委員会から国では年間220万件検査をしているとお聞きしましたけども、農薬の検出率とか違反率というのがわかれば教えてください。

兵庫県の説明の中で「キャベツが流通がないので廃棄して終わりました」というのはどのような意味でしょうか。

- : 輸入食品の国の検査結果では、平成23年度の結果、全体で1257件の違反事例のうち、農薬の違反事例が226件、平成22年度では違反事例1376件中、農薬の違反事例が272件というデータが厚生労働省から公表されています。
- : キャベツにつきましては地場産ということで元々160個と数が少なかったんですね。3個ほど流通したのもあったんですが、それについては健康被害もないということです。これについては食べてしまっているので回収もできないので行政処分すらできないという事例です。残りのキャベツについては、農政部局が指導に行ったときにはすでに廃棄していたということで、今回の事例は終了といたしました。ただ違反は違反ですので、「不適」ということであげさせてもらいました。

Q 7 : 輸入食品については全ての違反事例というのは厚生労働省のホームページで公表していますが、国内のものについては各自治体で検査されているということで基本的には各自治体のホームページをのぞきに行かないとわからないという状況です。例えば輸入品と国産品のそれぞれをどこかひとつのホームページで見ればわかるようなのがあれば助かるんですが、どうでしょうか？

- : 国産品に関しては、各自治体のホームページを見て確認いただくのが今の状況ですね。厚生労働省も全体の検査結果について、各自治体からいただいてトータル的なものを作りたいのは山々なんでしょうけども、データ数が多く、とりまとめることが困難な状況だと思います。このご意見は厚生労働省に一応お伝えしたいと思います。

Q 8 : リスク評価の中でADIの決めるときにいろいろな毒性試験をしているということですが、これについて詳しく教えてください。

- : 発ガン試験はガンになるのかないのかを調べているというのは皆さんもよくお分かりかと思います。また繁殖毒性試験というのがありまして、産まれてくる子供への影響を見ています。発生毒性試験という試験は繁殖毒性試験に似ているのですが、産まれてくる子供に奇形が生じるかどうかということを確認する試験です。また遺伝子が損傷されているかどうかということも検査する遺伝毒性試験も行っています。それから中長期的毒性試験として継続的に長期間投与してどうい影響が現れるかというような試験のほかにも、急性に生体に影響が現れる場合もあるので、口や皮膚を通じての急性毒性試験も行っています。

Q 9： 一律基準の 0.01ppm というのはどういう根拠があるのでしょうか？

○： 一律基準については日本独自で決めていることではなくて、国際的な考えのもとで試験検査を行って、導き出している数値です。実際に 0.01ppm という数値がどれだけのものかということをお聞きしたいのですが、具体的に申し上げますと、1kg の食べ物の中に 0.01mg の農薬なり化学物質なりが含まれている濃度のことを 0.01ppm といいます。限りなく 0 に近い数値の濃度が一律の基準になっているということで、より厳しい基準値を採用しているということをお分かりいただけるかと思えます。

Q 10： 安全係数を決めるときに、種差 1/10 と個人差 1/10 の根拠を教えてください。

○： 安全係数についても日本だけではなく、各国で行われている様々な試験検査をもとに導き出しています。動物実験のものを人間に置き換えるための 10 という数値の根拠ですが、まず、これは薬物動態に関して 3.2 という数値をいろいろな検査の結果から導き出しています。さらに毒性の作用機序という項目で 3.2 という数値をいろいろなデータから導き出してきておまして、 3.2×3.2 で 10 に近くなるということで、動物から人間に置き換えるための 10 という数値が出てきます。その次に人間間の個体差に関しての 10 という数値についても、同じに薬物動態と毒性の機序の 2 項目で、まず、薬物動態で 2.5 という数値を毒性の作用機序で 4 という数値をあらゆる試験検査の結果から導き出して、それを掛けて 10 としています。

Q 11： 残留農薬関係はまた起きるとは思っています。三笠フーズ事件を見ても、規制があれども何かしら悪い業者は出てくるというのが私の率直な意見です。消費者に対して、こういう視点で物事を見てもらいたいとか、世の中を見てもらいたいとかそういう意見があれば教えてください。

○： 消費者の方も正しい情報を自分で収集していただく必要があるのかと思えます。食品に関してゼロリスクというのはあり得ないということをお前提で考えてもらう必要があるのではないかなと思えます。したがって、何かしら食品にはリスクがあるということにつきると思えます。今後どういうことが起こるかというのは想像もつきませんし、事故が起こらないのが理想ではありますが、ないとは言いきれません。よって、消費者の方も自分なりに正しい情報を収集して食品安全、食品衛生に関して知識を高めてほしいと思えます。そして、そのためには、私たち国や地方公共団体も、正しい情報をわかりやすく提供していく必要があるということをお心に銘じて、今後の業務に取り組んでいきたいと思っております。

Q 12： 主食の米に農薬の残留基準がないのはどうしてですか、今後やる意志があるのでしょうか。

○： 基準を決めるのはリスク管理機関である厚生労働省なので、食品安全委員会が無責任な意見は言えません。厚生労働省が基準値を設定するに当たり、評価依頼があった場合は科学的根拠に基づいて中立公正な立場でリスク評価をさせていただきたいと思えます。

以上